

## 災害時避難措置の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震による津波災害等が発生した場合に、幕別町の一部区域の住民が、幕別町独自の避難所へ安全に避難することができないと認められることから、大樹町は、北海道と市町村相互の応援に関し締結する「災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定」で規定する事項のほか、幕別町が町域を越えて行う避難措置の応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 避難活動に必要な避難所の提供
- (2) 幕別町の避難所に移動するまでの間に必要な物資及び資機材等の提供
- (3) 前号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(大樹町が提供する避難所)

第3条 大樹町が提供する避難所は、「晩成福祉館避難所」とする。

(避難対象となる住民)

第4条 中川郡幕別町忠類晩成に在住する住民を対象とする。

(応援の要請手続)

第5条 応援内容が緊急を要することから事前の要請は、この協定書により行うものとし、事後の要請として次の事項について電話等により幕別町から大樹町へ応援要請を行うとともに、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 避難所の場所
- (2) 避難所受け入れの人数
- (3) 避難所で提供を受ける物資及び資機材の種類、品名、数量等
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(自主的活動)

第6条 大樹町は、災害の際に前条の要請がない場合においても、自主的に情報収集を行うものとする。

2 前項の情報収集により、幕別町と連絡ができない場合には、自主的に応援活動を実施するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費は、原則、幕別町において負担するものとする。

2 幕別町が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、立替支弁を要請した場合は、大樹町は、一時立替支弁するものとする。

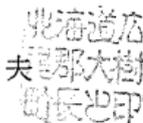
(経費負担の内容等)

第8条 前条に規定する経費の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 施設の提供 当該施設借上料  
(2) 備蓄物資 当該物資の時価評価額及び輸送費  
(3) 調達物資 当該物資の購入費及び輸送費  
(4) 第2条第3号に規定する事項 其の実施に要した額
- 2 前条第2項の規定により応援に要した経費を一時立替支弁した場合には、大樹町は、当該経費の額を、町長名による請求書により関係書類を添付の上、幕別町に請求するものとする。
- 3 大樹町職員が、応援に係る業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、必要な補償を行うものとする。
- 4 大樹町職員が、第三者に損害を与えた場合には、その損害が応援業務中に生じたものにあつては幕別町が、避難所への往復の途中において生じたものにあつては大樹町が、当該損害を賠償するものとする。
- 5 前各項の規定により難い場合については、協定町双方が協議して定めるものとする。  
（連絡担当部局）
- 第8条 相互応援のための窓口として連絡担当部局を定め、連絡責任者を置くものとする。
- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生したときは、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。  
（地域防災計画及び情報交換）
- 第9条 この協定に基づき応援が円滑に行われるよう必要な事項を地域防災計画で定めるものとし、地域防災計画及びその他必要な資料を相互に交換し、災害対策について研究するものとする。  
（協議）
- 第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。  
（有効期間）
- 第11条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両町長記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成26年4月1日

大樹町  
大樹町長 伏見悦夫 

幕別町  
幕別町長 岡田和 